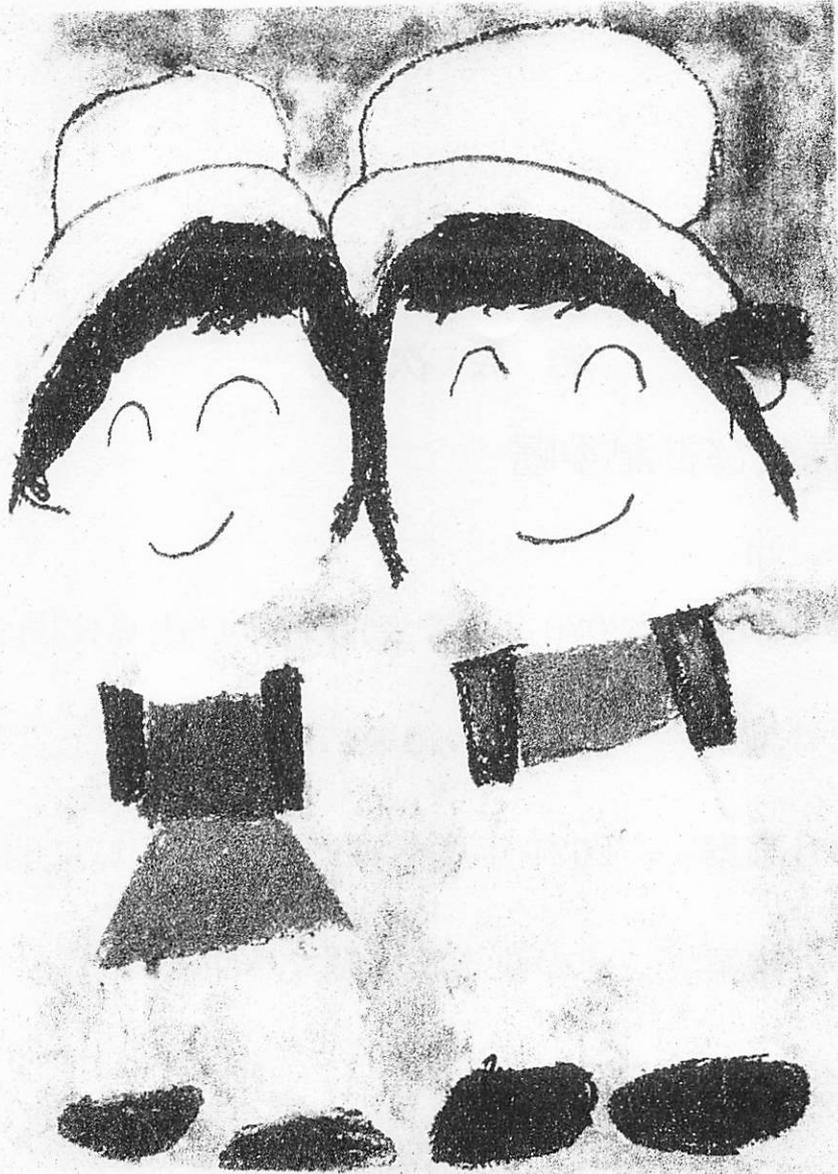


2021年度(第16回)

# 津人教総会議案書



津市人権・同和教育研究協議会

## 開会行事(13:20 ~ 13:50)

- (1) 津市人権・同和教育研究協議会 会長挨拶
- (2) 来賓祝辞(書面にて代読)

## 総会(13:50 ~ 15:30)

### 総会次第

1. 議長及び書記委嘱
2. 議事
  - (1) 第1号議案 2020年度活動報告及び決算に関する件
  - (2) 第2号議案 津人教の組織に関する件
  - (3) 第3号議案 2021年度活動計画及び予算に関する件
  - (4) 第4号議案 その他議案に関する件
3. 大会宣言

## 第1号議案 2020年度活動報告及び決算に関する件 (案)

2020年度、コロナ禍において感染拡大の恐ろしさはもちろんですが、終息のめどが見えてこないことから、日常生活の変化への戸惑い、明日の生活への不安感など、私たちのくらしは、大きく変わってしまいました。また、感染症拡大に伴って差別的な言動等が横行する中、私たち一人ひとりの人権意識が問われたり、社会のひずみが露呈したりした1年であったと感じます。

世界各国でも、人々の暮らしは大きく二極化につながり、格差社会が広がりをみせています。わが国でも、多くの労働者が解雇や雇止めになったり、生活困難から自殺者の増加や家庭内での暴力等が増加したり、社会全体が疲弊した状況にまで至ってしまいました。もちろん大人社会の厳しさにともなって、子どもたちの貧困もますます厳しくなりました。

私たち津人教は、このコロナ禍においても工夫を凝らし、3密を避けた運営を心掛けてきました。何よりも取り組みをゼロにするという発想からの出発ではなく、どうすればできるかを常に議論し、本年度の方針を各支部で共有していただくよう努めました。また、反差別に向けた主体者を育てるための教育研究大会においても、リモート配信や感染対策マニュアルに沿った運営により、学びの場を確保しました。また今年度、立ち上げたホームページの有効活用により、一層津人教の取組を広く多くの人々に啓発し、ともに人権ネットワークを構築してきました。

2018年度より支部交流学習会では、行事等の交流だけにとどまるのではなく、各支部における人権課題を明らかにすることを目的として取り組みを進めてきました。次の年より事前アンケートを工夫し、各支部で差別の現実を共有していただけるよう取組を進めてきた結果、2020年の支部交流学習会では、多くの支部から具体的な事実の報告をいただきました。

支部からの報告でも、2019年4月より施行された改正入管難民法がスタートしましたが、今回の新型コロナ感染症拡大により多くの外国人労働者をいとも簡単に、切り捨ててしまう状況が明らかになりました。その結果、保護者の雇止め等のために実際に日々の食事さえも厳しい子どもも少なからず存在することが明らかになりました。

そのうえに、外国につながる子に対して「〇〇人は、コロナがうつるから国に帰れ」といった差別発言も残念ながらいくつか報告がありました。

さらに、部落問題にかかわって「うちの地区からは、コロナの患者を出すことはできない。よけい差別されるといけないから」といった声があることも明らかになりました。ネットの中でも「感染者が出たのは、やっぱりあそこの地区や…」といった差別意識に基づく憶測も流れていることもありました。今まで以上に

フェイクニュースに踊らされたり、簡単に誹謗中傷する言葉を浴びせたりすることが、社会問題となりました。こういった現代社会を作っている大人たちの言動を子どもたちは、いったいどう見ているのでしょうか。私たちは、その事実に基づいた取組を展開していく必要があります。

2020年私たちの津市では、市内自治会長問題が報道され、長きにわたる市行政の在り方にまで発展する問題が生じました。こういった事実を事務局会や支部リーダー会議・役員会の中でも議論を重ねてきました。もちろん不正については、許すべきことではありません。今後の百条委員会の議論を注視するとともに、市行政が真に差別を許さない人権尊重の実現に向けて、行政としての姿勢を正すべきであると考えます。私たちは、この問題の根底に根強い部落差別があるということ、決して忘れてはなりません。

今回の問題がインターネットの中で意図的に地名や、不正と何ら関係もなく日常生活を送っている人々のくらしまで、公開された事実があります。そのことに対して、「やっぱりあの地区の人たちは…」といった誹謗中傷や、賤称語を用いた差別的な投稿がなされています。あまりにも簡単に、子どもたちが目にする状況が放置され、差別の再生産がなされています。

「寝た子をおこすな」とか、「知らなければ、そっとしておけば、差別はなくなる…」といったことも耳にします。残念ながら差別は、自分の生まれ育った地域に対して、そこでただ普通に暮らしている人々までを容赦なくインターネットにさらし、子どもたちを苦しめていきます。これが、差別の現実です。

ごく当たり前前に生活している人々を差別する権利が、誰にあるといえるのでしょうか。「寝た子をおこすな」という言葉は、決して被差別の側だけの話ではなく、差別をする側も正しく学んでいなければ、簡単に間違った起き方をし、「自分は、差別していない」と思っている、差別に加担している状況になることを忘れてはなりません。

津人教がずっと大切にしてきた社会の中にある差別の現実を多くの人々に知ってもらうこと、そして家庭や地域・職場等で議論してもらうよう発信していくことを、今後も大切にしていかなければなりません。

私たち津人教は、本年度も市長・各部局及び教育委員会との提言をもとに懇談をおこなってきました。新型コロナによる差別的な実態はもちろん、様々な人権課題も複雑化している状況や、「人権問題に関する市民意識調査」から明らかになった課題等から、津市人権施策基本方針の見直しをおこなうよう提言しました。この結果、津市人権施策審議会で見直しに向けての議論が始まったことは大きな成果です。また、行政職員研修についても、全員人権研修で提示されたビデ

オの内容について、部落問題にかかわって誤解を生む表現があることや、行政職員に何を届けたいのかが明確になっていないこと等、より人権施策の具現化が図られるためにも、人権研修の見直しについて働きかけをおこないました。

さらに市との懇談会の中で、今年度も多くの人権施策推進委員である各課長から各課における人権施策について話を聞くとともに、津人教に届けられているそれぞれの地域からの具体的な声についても話し合うことができました。

2016年度に差別解消推進三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が制定されましたが、差別がなくなったわけではありません。私たち津人教は、あくまでも何が差別なのかを議論し、差別を生み出す体制や社会の有り様をより一層問いながら、今年度津市で起こった自治会長問題から、「人権尊重のまち津市」の実現を図るためにも、事実に基づいた市民の声を届けていき、提言活動の充実に努めていく必要があります。

今後も明らかになった差別社会に暮らす一人として、何をしなければならぬかを共に考え、社会を変えていく主体者として、歩み続けていかなければなりません。

## I みんなの津人教をめざして

—地域の人権課題を基に人権ネットワークの拡がりや深まりに努め、差別解消をめざす取組—

「差別を許さない市民社会の実現」に向け共に歩んでいくなかまのつながりを拡げていくため、人権ネットワークを充実させる取組を行ってきました。

コロナ禍の2020年度も、感染症対策をしながら全16支部で支部交流学習会を実施しました。参加者からは、「他の地域の園と合同保育の話があがったときに、反対の声があった。」「保護者から、自転車で地域を通るときに『気を付けて通らなあかん』と言われた高校生がいた。」など部落差別が根強く残っている現状が明らかになりました。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い「雇止めなどにより苦しい生活に追い込まれている。」「学校の休校期間が明けてから、学校に来にくい子が増えている」「休校期間中にオンラインゲームの中で『キチガイ』『ガイジ』といった言葉を知って、友だちに対して使ってしまった」「外国につながる子どもに対して『コロナウイルス、国へ帰れ』といった差別発言があった」などの報告もありました。

また、交流学習会に参加した地域の方からは、「学校の先生とつながりがうすくなっていて、地域の方から子どもたちのことが見えにくくなっている」「地域の中で新型コロナウイルスに関わってうわさやデマがあり、今まで積み上げたものがくずれたように感じる」「地域の高齢化が進む中で、地域で行われている

活動に若い世代を巻き込めていない。」という意見も出されました。地域や学校の中で、私たちが取り組んできた人権教育・啓発の取組が形骸化していないのか、若い世代に活動の理念まで継承できているのか問い直していかなければなりません。

各支部で事前アンケートに取り組む中で、「各校園・行政・地域から具体的な差別の現実を出し合い支部事務局で議論を重ねることで、地域の人権課題について整理し共有できた」という支部がありました。一方で、「支部事務局会が持ちにくい状況の中、学校や地域の実態が十分共有できていない」という支部や、「地域の人権課題やその解決に向けた具体的な取組について議論できていない」という支部もありました。地域の中で何が起きているのか、どうやって解決していくのか、そのために誰とつながっていくのか、支部の人権課題を解決するためにどのような営みをつくっていくのか…。それぞれの地域において、支部事務局が中心になって地域の人権課題を明らかにし、その解決に向けた具体的な活動をつくっていくことが「差別を許さない市民社会の実現」につながっていきます。今後も、支部交流学習会や支部リーダー会、研修会等を通して、各支部と協力や連携を密にして人権教育・啓発活動を進めていきます。

「人権ネットワークの集い」について、本年度は津市人権課と共催で行うことになり、津人教啓発推進部と津市人権課で何回も協議を重ねてきました。内容については、講演を中野信子さんによる「ネット時代の正義～人はなぜ他人を許さないのか～」、地元報告を津人教から「誰もが大切にされる津市を目指して～次世代を担う活動～」で決定しました。ところが、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐことから会を中止にせざるをえなくなりました。来年度は、コロナ禍においても会を開催できるよう、津市人権課と協議を重ねていきます。

今後も、津人教としては、本部と支部との結びつきをより強固なものとして深く連携していくとともに、本部と支部の一体化を図り、途切れることのない人権教育や人権啓発が進めていけるような組織の在り方をめざして、持続可能な組織体制の確立と、若手の育成にも力を入れ、差別解消のための永続的な取組を進めていける体制づくりをしていかなければなりません。

## Ⅱ 地域に根ざした研究活動をめざして

—人権教育や啓発活動の深化充実を図るために—

9月5日に研究大会が開催され、約220名の参加者に来ていただきました。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、人数を例年の半分に減らし、会場の感染症対策をとった中での開催となりました。また、当日参加が難しい方のために、リモートでの参加も可能としました。

研究テーマを、「差別の現実から深く学び、差別を許さない社会をめざそう」とし、6本のレポートが報告されました。学校教育分野では、香良洲小学校より仲間づくりの取組、河芸町学校・園教育部会より河芸子ども人権フォーラムの取組、社会教育分野では、田中未奈佳さんより一志町青少年友の会の活動、岡村育美さんと岩名真臣さんより地域の中で人をつなげていく取組、行政／企業分野では、行政から津市人権課より人権啓発の報告、企業から（株）ヒラマツさんより障がい者雇用の取組が報告されました。今年も例年通りレポート作成において事前学習会を持ち、検討を重ねてきました。しかし、それぞれの学習会の持ち方や支部でのじゅうぶんな話し合いをすることが難しかった点や、当日の柱立てや議論の持ち方にも課題が残りました。

参加者からは、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくために、自らの生き方を問い直していきたい。」「人権について、自分はどうかどう行動してくのか、子どもたちとどんな風に考えていきたいのか、改めて考えるきっかけになった。」「普段は学校現場の様子しか分からないが、津人教の研究大会では、行政や企業など、様々な立場からの取組が聞けることがよい」などの、感想が寄せられました。

昨年度までの反省で、レポートの中に部落問題についての取り組みがほとんどなく、津人教として取り組みを呼びかけたところ、本年度は部落問題に触れたレポートが出されたことはよかった点であるが、参加者一人ひとりが部落問題とどう向き合っていくのかという点においては、まだ話し合いの深まりが見られなかったことが反省として挙げられました。

しかし、「このコロナ渦の中での開催はたいへんだったと思うが、勉強させてもらう研修会を開いていただいて、ありがたかった」という意見も多く、今後もしろいろな状況に対応しながら開催していく方向で考えていきたいです。

### 【次世代育成に向けた研修会】

本年度は、これまでの受講者の資質向上及びネットワークの構築を目的とした「次世代育成に向けた研修会Plus」としてスタートしました。過去3年間の参加者に声をかけ、32名の参加者が集いました。

第一次研修会では、『差別の現実にも学ぶ』として、反差別・人権研究所みえの松村元樹さんから「新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、浮き彫りになってきた人権侵害や差別の現状」についてお話していただきました。さらに、コロナ禍において浮き彫りになってきた人権課題を自分事として考えていくために、「自らの教育実践を問い直しながら、これからの人権教育を考える」と題して、津市人権教育課課長の金児由美さん、敬和小学校長の外岡博明さん、津人教事務局長の鈴木圭子さんによるパネルディスカッションを行いました。研修会を通して、

自分自身の差別意識を問い続けることの大切さに気付く参加者、親の価値観を刷り込まれてきた自分に気付く参加者、子どもたちと向き合うことに前向きになれた参加者など、一人ひとりに学びが見られました。また、「共に学ぶことで、一人で人権教育をしているのではなく、ここには仲間がいることを実感できた。」などの声も上げられました。

第二次研修会では、『仲間の思いや実践に学ぶ』として、上野小学校の竹内大さんによる「水平社と差別を許さない仲間づくり」の授業をDVDで視聴し、実践報告をしていただいた後、グループ討議を行いました。さらに、研修会のまとめとして、青木弘志常任顧問よりお話していただきました。研修会を通して、参加者からは、「子どもたちの前に立つ自分自身が、『差別をなくす取組をしている。』と子どもたちに胸をはって言えるような自分でありたい。」「子どもたちに『自分と向き合おう』と言っていたのに、私は自分と向き合うことができていませんでした。もう一度、自分の立つ位置をふり返り、子どもたちと考える人権学習を進めていきます。」などの声が寄せられました。

第三次研修会では、『学びや実践の交流』として、次世代育成に向けた研修会を通して、「気付いたこと」「学んだこと」をグループ別に交流しました。さらには、「来年度における次世代育成に向けた研修会で自分たちにできること」というテーマで、実際に自分たちに何ができるのかについてグループ討議を行いました。この討議では、来年度以降、自分たちにできることとして、「普段から悩んでいること、分からないことを出し合える場を設定する」「フィールドワークなどから学びを深める」「次世代育成に向けた研修会の参加者が、互いにつながり合えるための役割を果たす」などの意見が出されました。研修会を通して、「自分にとって、この研修会は、ふっと力を抜くことができる場であることがとても大きかった。今の自分の思いや葛藤を出すことで、自分の中での整理や明日以降への活力につながっていた。」「今まで参加してきて、自分のことを語る場がある場があって、本当に良かったと思った。次年度から、次世代育成に向けた研修会の内容を参加してきた自分たちが考えることで、持続可能な取組にしていけるのではないかと感じた。人権が大切にされる津市を作っていくために、これからも自分にできることを続けていきたい。」などの感想が寄せられました。

今年度の参加者の声からもあるように、次世代育成に向けた研修会が、「人権教育を進めるにあたって悩んでいることを出し合い、共に考え合うことができる場」「自分を語り合い、差別をなくしていく仲間としてのつながりを実感できる場」「互いの実践などに学び、自分自身の資質を向上させることができる場」になっていることを確かめることができました。来年度以降も次世代育成に向けた研修会を継続、発展させていくことで、教育現場、行政、地域社会の中で、人権教育及び啓発を推進するリーダーを一人でも多く育てていきたいと考えて

います。

### Ⅲ 広報活動の充実をめざして

—親しまれる『津人教たより』の発行—

2020年度は、『津人教たより』第64・65・66・67号を発行し、津人教の様々な活動を会員に伝えることができました。特に、新型コロナウイルス感染症に関わる複合差別について、誌面を通して会員に周知・啓発を行いました。また、津人教本部が主催する、「次世代育成に向けた研修会Plus」の様子も伝えました。人権教育・啓発を担う人材育成のために、今後も誌面を通して、会員に人権啓発・研修について投げかけていきます。

「水平線」においては、コロナ禍から見えてきた差別の現実をふまえた主張を会員に提供してきました。今後も活用の幅を拡げ、会員のみにとどまらず、課題意識を共有していきたいと思えます。

さらに今年度、津人教のホームページを立ち上げました。『津人教たより』だけでなく、ホームページを通じて津人教の活動や各支部の様子等、差別を許さないまちづくりにつながるよう更新を続けていきます。

次年度については、特に企業・行政会員と共に歩む姿勢を発信することで、各支部・各地域における課題を提起する機会としていきたいと思えます。「水平線」をはじめとして、多くの方が「手に取って読み、活用したい」と思える機関誌を作るために、深みのある誌面をめざしていく必要があります。

### Ⅳ なかまを拡げるために

—会員の拡大と人権ネットワークの組織化—

2020年度については、コロナ禍のために活動に制限が多い中、なかまを拡げることそのものが、反差別・人権確立の取組であり、人権啓発であると考え、本部と支部が連携しながら、熱心な活動や取組を重ねてきました。

各支部内においては、昨年まで加入していただいていた個人会員や企業・団体への働きかけ、再任用雇用者への各職場での丁寧な声かけ、子どもを育てる仲間として非常勤職員や支援員などへの働きかけ、退職者へのゴールド・プラチナ会員加入の声かけなど、各支部の実情に合わせた取組をしていただきました。支部だよりで次年度の会員募集をつけて会員拡大への働きかけを行っているところもありました。また、コロナ禍で苦しい企業・団体もある中、積極的に様々な企業・団体への声かけを行うことで、新規加入につながった取組も見られました。各支部での細かな取組が、会員拡大へとつながってきています。

本部としては、昨年度に引き続き、県議会議員や市議会議員、行政職員への働きかけを行い、多くの会員加入につなげていくことができました。また、連合三重津地協や中勢地区労との連携をとりながら、労働組合へ働きかけたり、津商工会議所を通じて新たな企業への働きかけをしたりして、継続加入や新規加入へとつなげてきました。

こうした会員拡大への取組の結果、コロナ禍により暮らしの厳しい中、津人教の活動に賛同していただいた約3000の個人、企業・団体の加入があり、自主財源を確保することができました。

しかし、社会状況の変化していく中課題も見えてきました。各支部内において、職員による会員とのつながりが、異動によって引き継がれないことによる会員減少、活動開始時期が遅くなったため働きかけをする期間が短くなってしまったこと、まだまだ企業・団体会員数が少ないこと、行政職員(本庁)の加入割合の低さなどの課題もありますが、市職員労働組合でも会議等の中で人権教育・啓発の意義とともに津人教会員への働きかけをしてもらいました。

「差別を許さない社会の実現」を目指していく上では、さらなる会員拡大と自主財源の確保が必要であり、本部と支部が連携しながら、より細かく、丁寧な取組をしていくことが重要になります。

## V 人権のまちづくりをすすめるために

### 一市および教育委員会、関係団体等との連携

津人教がめざす差別のない人権尊重社会の実現に向けて、人権文化クリエイターや人権教育指導員、各総合支所・隣保館等の人権啓発担当者など、より広範な人々や組織・団体と協働し、人権啓発・教育の取組を推進してきました。

また、各支部で明らかにされた取組の成果と課題をもとに、人権ネットワークの構築やさらなる人権文化の拡がりに向けて、人権啓発・教育を推進する取組の交流をはかってきました。

さらに、津市・津市教育委員会との懇談の中で、積極的な提言活動を行ってきました。

市長からは、「人権施策基本方針の改定時期に来ている。市民意識調査の結果も踏まえ、人権施策審議会の意見を聞きながら検討していきたい」と回答を得ることができました。これを受けて、人権施策審議会では基本方針について、委員に意見が求められ、見直す方向で議論が進められています。

また、人権施策基本方針には庁内推進体制として、「人権施策推進員(全課長級職員)が中心となって、庁内の各課におけるそれぞれの人権に関する問題を明

らかにして、問題解決に向けた施策の取組を進めていく」と明記されていることから、懇談会に参加された各課長等に認識してもらうよう働きかけを行ってきました。その中で、推進委員の役割を明確化・人権施策審議会の充実について共有化をすることができました。

なお、庁内の意見や提言を検討し、効果的な施策を推進していくために設置されている津市人権施策推進会議(会長・副市長、関係部長級職員)の役割については、今後の懇談会の場で明らかにしていく必要があります。

教育委員会との懇談では、人権文化クリエイターや人権教育指導員等の役割について具体的に示し、人権教育課だけではなく教育委員会全体として理解してもらうように努めました。

オンライン学習が本格稼働する2021年度に向けて、「通信費を就学援助項目として支給すべきかを、自宅でのオンライン学習とともに検討している」と回答を得ることができました。

今後も具体的な実態を届けていくためにも、市及び教育委員会との懇談を継続し、担当課以外の参加も要請していく必要があります。

差別を許さない人権尊重のまち津市を実現するために、市の「人権尊重都市宣言」をはじめ、「人権が尊重される津市をつくる条例」「津市人権施策基本方針」「津市人権教育基本方針」の具体化に向け、市や議会、教育委員会、関係団体のみなさんと今後も話し合いを持ち、連携を強化する取組を進めていかなければなりません。

## 2020年度 津市人権・同和教育研究協議会 事業報告

事業	組織	学校教育分野(部会)	社会教育分野(部会)	行政/企業分野(部会)
研修事業	本部	<p><b>会員・市民研修会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第15回津人教総会 書面決議</li> <li>○ 第13回研究大会9/5(釜蓋総合文化センター 釜蓋中学校)</li> </ul>		
	支部	<p><b>指導者研修</b></p> <p>役員・理事会 5/7 10/15      役員会6/18 3/18      拡大部長会 4/16 9/5            部長会(部長研修会) 5/21 7/22 1/14 2/18            支部リーダー会(リーダー研修会) 4/23 5/28 7/2 9/18 12/3 1/7 2/4 3/4</p> <p><b>次世代育成に向けた研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代育成に向けた研修 8/2 1/16 2/8</li> </ul>		
実践事業	本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各支部における研修会・学習会等の実施</li> <li>・人権教育講演会、記念講演会    ・中学校区 人権教育交流会、研修会    ・その他(各種事業等 実行委員会等)</li> </ul>		
	支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権ネットワーク推進事業等の開催</li> <li>・人権を考える地域の集い、人権フェスティバル、人権ネットワーク研修会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発委員会研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職員研修会</li> </ul>
広報・啓発事業	本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、園における人権・同和教育への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の学習会等への相談、支援</li> <li>・青少年育成支援事業(研修会、学習会への支援)</li> <li>・多文化共生支援事業</li> <li>・障害があっても地域で楽しく生きる会実行委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・企業研修会への相談、支援</li> </ul>
	支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を考える地域の集い、人権フェスティバル、人権ネットワーク研修会 実行委員会</li> <li>・学校教育部会</li> <li>・人権・部落問題学習実践研究事業</li> <li>・就学前教育実践研究事業</li> <li>・中学校区子ども人権フォーラム</li> <li>・標語、ポスター等 人権作品制作</li> <li>・三同教大会等レポート学習会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育部会</li> <li>・地域住民の自主的学習活動</li> <li>・地区懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政/企業会員の人権啓発情報交換及び研修会</li> <li>・行政/企業部会</li> </ul>
組織運営 連絡調整 派遣事業	本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌「津人教だより」発行 取材及び編集活動(編集委員会)年4回</li> <li>・人権啓発グッズ配布</li> </ul>		
	支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における人権講演会、授業参観、人権集会等の実施</li> <li>・支部だより(啓発広報誌)発行 取材及び編集活動</li> <li>・人権啓発グッズ配布</li> <li>・支部における人権文集編集</li> <li>・人権作品募集(ポスター、標語、習字など)</li> <li>・支部における人権講演会等の開催、参加、協力</li> <li>・人権に関わる保護者、地域との懇談会、学習会</li> <li>・PTA人権教育部会、研修会の開催</li> <li>・啓発チラシ発行</li> <li>・市民・企業人権啓発訪問</li> </ul>		
連携	本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会    ・本部役員会    ・本部事務局    ・各部会    ・支部総会への参加    ・支部との交流懇談会    ・津市長及び人権課・各課との懇談会    ・市教委との懇談会</li> <li>・各支部事務局、役員会への訪問    ・部落解放研究三重県会等への派遣事業    ・三人教学習会</li> <li>・県教委及び市教委の諸事業との連携事業への協力    ・三人教との懇談、交流会、学習会等参加</li> </ul>		
	支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区人権教育推進協議会等との連携</li> </ul>		
連携	本部・支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区子ども人権フォーラム    ・人権問題講演会    ・教育集会所等の事業との連携    ・隣保館等の事業との連携    ・市民人権講座</li> <li>・津市いじめ対策連絡協議会    ・人権施策審議会    ・津市中学生人権フォーラム    ・つとも中学生交流会</li> </ul>		

2020年度 津市人権・同和教育研究協議会 会計決算書

収入総額 10,515,395 円  
 支出総額 10,298,891 円  
 差引残額 216,504 円

収入の部

(単位:円)

科目	当初予算額	予算現額(A)	決算額(B)	比較増減額(B-A)	備考
会費収入	3,850,000	3,850,000	3,920,500	70,500	
補助金	6,200,000	6,200,000	6,200,000	0	
受取利息	25	25	23	-2	本部利息 22 円 支部利息 1 円
雑収入			70,000	70,000	
				0	
繰越金	324,872	324,872	324,872	0	本部繰り越し
合計	10,374,897	10,374,897	10,515,395	140,498	

支出の部

(単位:円)

科目	当初予算額	流用増減額	予算現額(A)	決算額(B)	比較増減額(A-B)	備考
本部事務局費	4,075,867	0	4,075,867	4,002,437	73,430	
報酬	2,910,600	0	2,910,600	2,899,750	10,850	
報償費	640,000		640,000	628,000	12,000	
旅費	70,000		70,000	51,480	18,520	
需用費	102,411	-30,979	71,432	55,597	15,835	使用料・賃借料へ流用
役務費	117,856		117,856	103,859	13,997	
使用料・賃借料	50,000	36,219	86,219	86,219	0	負担金、需用費から流用
備品購入費	0		0	0	0	
負担金	175,000	-5,240	169,760	169,760	0	使用料・賃借料へ流用
報償品費	0	0	0	0	0	
雑費	10,000	0	10,000	7,772	2,228	
支部事務局費	0	0	0	0	0	
事務局費合計	4,075,867	0	4,075,867	4,002,437	73,430	

科目	当初予算額	流用増減額	予算現額(A)	決算額(B)	比較増減額(A-B)	備考
本部事業費	3,009,030	100,519	3,109,549	3,109,549	0	
報償費	138,000	-58,000	80,000	80,000	0	需用費へ流用
旅費	1,420,000	-500,110	919,890	919,890	0	委託料、印刷・製本費、需用費へ流用
需用費	444,800	372,385	817,185	817,185	0	本部事業費、旅費、報償費、使用料・賃借料、負担金から流用
印刷製本費	396,000	88,000	484,000	484,000	0	支部事業費、役務費、旅費から流用
役務費	406,550	-14,502	392,048	392,048	0	印刷・製本費、需用費へ流用
使用料・賃借料	203,680	-87,004	116,676	116,676	0	需用費へ流用
備品購入費	0	0	0	0	0	
報償品費	0	0	0			
委託料	0	299,750	299,750	299,750	0	旅費から流用
支部事業費	3,290,000	-100,519	3,189,481	3,186,905	2,576	本部需用費、印刷・製本費へ流用
事業費合計	6,299,030	0	6,299,030	6,296,454	2,576	
合計	10,374,897	0	10,374,897	10,298,891	76,006	

収入10,515,395円-支出10,298,891円=216,504円を次年度に繰り越します。

上記の通り報告します。

2021年3月30日

会長 川合 陽一郎

(監査報告)

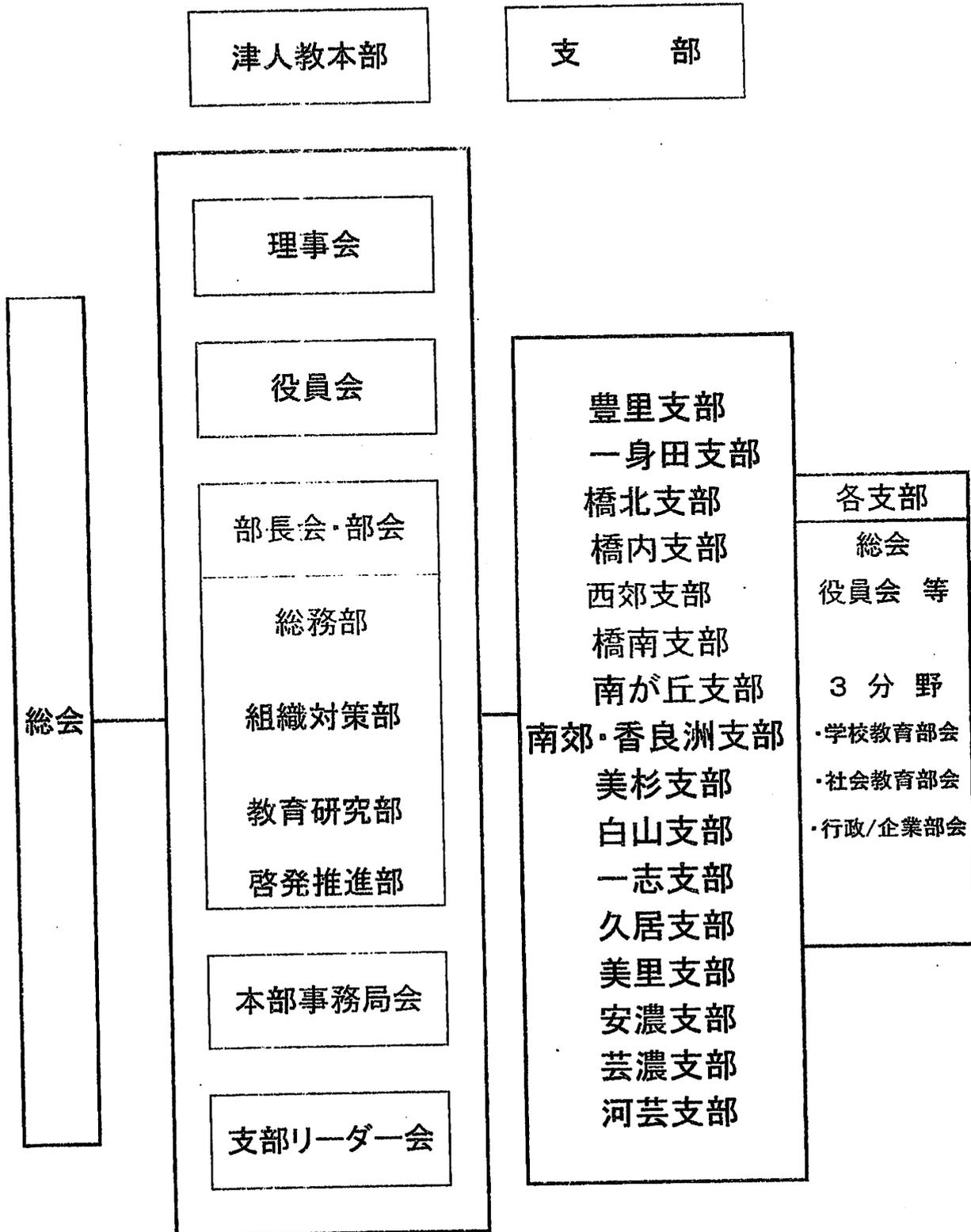
上記の決算について証拠書類、出納簿を精査したところ、適正かつ正確であることを認めます。

2021年3月31日

会計監査 西尾 潤

会計監査 松林 華枝

津市人権・同和教育研究協議会 本部及び支部組織



2021年度 津市人権・同和教育研究協議会組織 (敬称略)

役員	名前	所属
会長	川合 陽一郎	
会長代行 副会長	鈴木 圭子	
副会長	木谷 茂	河芸支部
	前川 正和	白山支部
	馬場 明生	久居支部
	楠 敏幸	北ブロック
	外岡 博明	中ブロック
	木平 真弘	南ブロック
	長井 孝子	校長会 (北地区)
	森 崇	津市PTA連合会
	山口 登	連合三重津地協
	湊 裕史	中勢地区労
	伊藤 浩	三教組津支部
上野 督	津市職労	
幹事	小林 和彦	安濃支部
	増井 昌紀	美里支部
	増田 和正	一志支部
	清水 秀二	美杉支部
	川原田 元	芸濃支部
	米野 浩之	橋北支部
	中林 哲也	一身田支部
	濱口 フキ子	西郊支部
	小林 まり子	橋南支部
	小宮 敬徳	南が丘支部
会計	山下 尊仁	教頭会 (北地区)
	古市 玲子	三教組津支部
会計監査	山本 博	教頭会 (南地区)
	正田 まゆみ	園長会 (北地区)

顧問	名前	所属
常任	青木 弘志	前 津人教会長
	中川 文博	元 津人教副会長
	谷 広巳	白山市民会館館長

理事	名前	所属
	小黒 敏克	津市自治会連合会
	塚澤 正樹	津商工会議所
	木原 剛弘	津市PTA連合会
	松下 康典	津市(人権担当理事)
	片岡 長作	市教委 (理事)
	山口 滋人	津市 (人権課長)
	金児 由美	市教委 (人権教育課長)
	青木 俊文	北地区
	小野田吉宏	南地区
	倉田 美道	中地区
	堀内 美秋	中地区
	細谷 演夫	中地区
	伊庭 正彦	前小中校長会
	前田 一誠	校長会 (南地区)
	浅井 美代	教頭会 (中地区)
	大西 義孝	教頭会 (南地区)
	蔵本 清美	園長会 (南地区)

事務局長	山川 誠	本部
------	------	----

研修局長	古市 隆仁	橋内支部
事務局次長	増田 和美	橋北支部
事務局次長	井上 拓也	南が丘支部
事務局次長	大井 雅士	美里支部
事務局次長	西岡 佑太	久居支部
事務局次長	桂山 典子	白山支部
事務局次長	竹内 大	河芸支部
事務局次長	原田 朋記	次世代
書記	黒川 悦子	芸濃支部

支 部 リ 夕 会	向田 早永	美杉支部
	吉川 親之	白山支部
	上 彰仁	一志支部
	大西 康裕	久居支部
	谷 理恵	美里支部
	家崎 美佳	安濃支部
	荒木 順啓	芸濃支部
	増地 雄大	河芸支部
	加藤 美穂	一身田支部
	稲垣 秀一	豊里支部
	山本 顕也	橋北支部
	大西 加那	橋内支部
	木澤 恵子	西郊支部
	瀧川 静夏	南が丘支部
	内田 由美	橋南支部
	橋本 直子	南郊・香良洲支部

### 第3号議案 2021年度活動計画及び予算に関する件（案）

#### 《活動の基調》

世界では、中国やミャンマーで深刻化する少数民族や民主主義への弾圧が起きており、国際社会における普遍的価値である基本的人権、自由、平和が脅かされています。アメリカにおいても自国ファーストのトランプ政権下での人々を分断させる差別的言動が噴出したことも記憶に新しいところです。

差別の問題に対しては、他人事として傍観者の立場をとるのではなく、私たち大人が、「私たち一人ひとりに関係する社会の問題」として、正しい事実を認識し、反差別の意識を持ち行動に移せるかが問われています。

世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、子どもの心の健康や学力格差が広まるなどの課題も浮き彫りにされてきました。社会においても非正規職員の解雇や、派遣切り、雇い止めなども起こり、生活に困窮する等の社会問題も拡大してきています。インターネット上には、感染者の個人情報を書き込みや感染症に関連したいじめも発生しています。

今こそすべての人の人権が保障される社会作りに向けて、「反差別の立場」にたち、何が真実で何を变えていかなければならないのかを、私たち一人ひとりが人権感覚を研ぎ澄ませ、正しい知識、真実を見極める力を高めていくことが必要とされます。私たち津人教は、こういった現代社会の状況や地域社会の実態をしっかりつかみ、差別を許さないという姿勢を確かめ合いながら、取組を進めていかなければなりません。

昨年度、津市内の小中学校や高等学校でも様々な人権問題にかかわっての差別事象が起きました。新型コロナウイルス感染症に基づく差別事象や障がい者や特別支援学級の子どもたちに対して蔑んだり、バカにしたりする言葉として「ガイジ」や「キチガイ」などといった言葉を用いた差別発言なども起きています。これまでに学校や家庭、地域において人権教育・啓発に取り組んでいるにも関わらず、子どもたちが差別的な発言等に至ってしまっている事実を真摯に受け止めなければなりません。

津市において自治会長問題が報道され、長きにわたる津市行政のあり方まで大きく問われる問題が起きました。不正は許すことができない問題であります。同時にこの事件を生み出してしまったことの背景に、同和対策審議会答申に謳われている行政の責務について、丁寧に向き合うことができていなかったという事実があるということです。この事件に関して SNS 上では差別的な書き込みが相次ぎ匿名での誹謗中傷が続きました。その地域に暮らす人たちだけでなく、様々な差別を受けている人々を傷つけ、その書き込みを見た子どもたちが苦しんでいる事実を私たちはどれだけつかんでいるのでしょうか。多くの人に差別

意識や偏見をすり込んでいる事実には私たちは怒りをもち得ているのでしょうか。「差別の現実から深く学ぶ」ことは、目の前の現実をつかみ、その事実から私たち自身の生き方を問い、行動を起こすことです。

差別解消推進三法の一つとして国が部落差別解消を目指して2016年に施行した「部落差別解消推進法」の第三条には、国と地方公共団体の責務が謳われています。私たち津人教は、行政の組織体制が差別の現実にもっと向き合い、市民の中から偏見や差別心を取り除くための取組にむけ、人権施策基本方針の見直しへの議論が進められるよう強く要望してまいります。そして地域の実情に応じた部落差別解消に生かせる人権施策への提言を今後も問い続けてまいります。

さらには、「差別を許さない人権尊重のまち、津市」の実現の一步としての百条委員会の動向にも注視してまいります。

「差別はもうなくなった」という声を依然として、耳にすることもありますが、支部交流学習会や研究大会等の中でも、私たちの身近なところに「差別が存在する事実」が明らかになっています。だからこそ、様々な差別の現実にもきちんと向き合い、それを踏まえた取組を各支部で進めていかなければなりません。

差別の現実をつかまえないままの人権教育・啓発の取組などあり得ません。だからこそ子どもや保護者・地域に暮らす人々の声にしっかり耳を傾け、各支部の中で、地域の実態や取組の成果と課題を常に共有し、何よりも「私たち自身がどこに立つのか」を学校・企業・行政・地域、家庭の中で議論しながら人権教育・啓発の取組を進めていきたいと思います。

私たち津人教は、設立以来、社会の根底を支える人権・平和・民主主義が脅かされてはいないかを常に問い続け取り組んできました。本年度も、差別を許さない社会の実現を目指し、提言活動を実施するとともに、本部・各支部の取組を充実させることが大切です。コロナ禍での緊急事態に対して、事業の検討を求められる場合もあります。だからこそ、本部と支部が一丸となってより一層工夫を重ね、当初の目的に向かって頑張らなければなりません。

本年度も津市・市議会はもとより、学校・園・各種団体・関係機関とより連携を深め、幅広い津市の人権ネットワークの構築を図りながら、取組を進めていきましょう。さらに、日常生活の中で、誰もが差別を許さない生きやすい社会を創る主体者となるよう、働きかけをしていきましょう。

## I みんなの津人教をめざして

—差別解消のため、地域の人権課題を基に人権ネットワークの拡がりや深まりに努める取組—

津人教は「差別の現実から深く学ぶ」という姿勢のもと、「差別を許さない市

民社会の実現」という目的を掲げてきました。津人教は、会員一人ひとりが差別をなくす主体者となり、「差別を許さない市民社会の実現」に向け共に歩んでいく仲間となっていくことをうたってきました。差別解消に向け共に歩んでいく仲間のつながりを着実に拓いていくために、本年度はより一層、各支部や諸団体と連携し、世代や立場を超えた拓がりと深まりをめざして取り組み、人権ネットワークの充実に努めます。

各支部における活動は、各地域の人権課題を明らかにするとともに、その解決を図る取組を私たち一人ひとりが具体的に展開していくことに他なりません。昨年度の支部交流学習会では、各支部から地域の差別の実態や、差別によってしんどさを抱えさせられている子どもの実態がだされ、それぞれの支部における人権課題を本部と支部の事務局で共有することができました。また、各地域の中で取組を拓げたり、若い世代に継承したりできていないという課題も見えてきています。各支部における人権課題を明らかにすることは、差別解消、差別を許さない地域づくりのための第一歩ですが、私たちは、それらの課題を解決するための具体的な取組を行い、各地域で人権ネットワークを構築し、差別を許さない市民社会を実現していかなければなりません。

昨年度、当初計画されていた事業を変更せざるをえなかったり、開催することができなかつたりした支部もありました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い格差が拡大したり、差別が顕在化したりしている今だからこそ、知恵を出し合いながら、会員や市民に差別の現実や、差別を解消していく方法を届けていくことが必要です。今年度の支部交流学習会では、津人教が大切にしている「差別の現実から深く学ぶ」という姿勢を各支部と共有し、議論を重ねることで、各支部・各地域の課題を明らかにするとともに、その課題が支部事務局内に留まるのではなく支部全体に共有化され、各支部における活動が差別解消への具体的な取組となるよう働きかけていきます。

各地域では、地域の実態に応じてそれぞれの人権課題を解消するための取組が生まれています。各地域の取組から学び、学校教育、行政・企業、社会教育の立場で取り組まれていることをつなぎ、差別を許さない人権尊重のまちづくりをめざす人権ネットワークを構築していくため「市民とつくる人権ネットワークの集い」（人権ネットワーク研修会）を開催してきました。昨年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催できませんでしたが、今年度も、津市と共催で行うことで、会員中心の研修会として行うのではなく多くの市民の方と共に学ぶ機会とし、人権尊重のまちづくりを目指す市民や団体とつながり、人権ネットワークを拓げていくことができるよう取り組みます。

地域の人権課題を基にした人権ネットワークを発展させ、強化するために、次世代育成の取組に重点を置き、積極的に支援していきます。高校生のつどいや青

年のつどいを活性化させ、若い世代が中心となって活躍するイベントや学習会を積極的に支援していきます。また、幅広い年代層の地域住民に参加を拡げていくため、津人教の講演会、研修会などへの参加を呼びかけることで取組を強化していきます。

インターネット上で特定の地域に対する誹謗中傷が書き込まれ、部落差別が拡散されている現状からは、これまでの人権教育や啓発の取組が、必ずしも差別を許さない主体者をつくりきれていない現実が見えてきます。2016年に差別解消推進三法が施行されましたが、その存在や、これらの法律ができた背景にある厳しい差別の現実について、市民の理解が進んでいるとは言えません。「部落差別解消推進法」が、その第一条（目的）に掲げる「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ためには、法律に基づいて、差別解消に向けた実効性のある取組を行っていく必要があります。私たち津人教は各地域の人権課題を基にした人権ネットワーク作りを進めることで、目の前の現実を変えていくための一歩としたいと思います。

## Ⅱ 地域に根ざした研究活動をめざして

### 一人権教育や啓発活動の深化充実

コロナ禍のなかで、津市での被差別部落に対する偏見や障がい者、外国に繋がる人々への差別発言など、数々の差別事象が見えてきました。このことが示すのは、まだまだ、人権課題に対する教育・啓発活動は行き届いたものになっていないという事実です。目の前にある差別の現実にもとづく実践を基盤に据え、各支部の人権課題を明らかにし、地域に根ざした教育・啓発活動の推進に努めます。

市民とともに研修する場として、総会・記念講演会や津人教研究大会を開催します。研究大会では、学校教育分野、社会教育分野、行政／企業分野の3つの分野におけるレポート報告を充実していきます。また、部落問題についてより深い議論ができるように、事前の学習会を充実させていきます。様々な立場からの取組を通して、会員一人ひとりが目の前にある差別の現実から学び、自分自身の生き方や行動を問い直すことができる場となるよう努めていきます。

各支部の交流の場としては、部長会及び支部リーダー研修会を開催し、地域にある人権課題を明らかにして、その課題を解決するための取組を進めていきます。

「次世代育成に向けた研修会」では、新たな仲間をむかえ、次世代の人権文化の担い手を育成するために活動を行います。人権文化を構築する若者たちの活動「津市反差別青少年友の会(つとも)」「高校生・中学生友の会」を支援します。三人教大会や全人教大会について、主体的に参加します。

さまざまな学びの場を持ち、地域に根ざした実践から共に学び合うことで、差別の歩みにつなげていきます。

### Ⅲ 広報活動の充実をめざして

—親しまれる「津人教たより」の発行—

「津人教たより」を発行し、人権問題に関する啓発活動を推進するとともに、会員のみなさんを結ぶことを通して、津人教の一体化を図ります。本年度も編集会議を重ね、人権に関わる情報や、本部や支部の活動、企業や団体による人権啓発などの紹介といった掲載記事や、『水平線』の内容の充実に努めます。写真も多く載せながら、読みやすく、分かりやすい誌面を心がけ、より親しまれる機関誌づくりを目指します。また、企業や団体会員への配布の方法を工夫すると共に、地域の公民館、隣保館、教育集会所などに「津人教たより」を常置してもらおう取組も続け、少しでも多くの方に見ていただけるよう誌面の工夫に努めていきます。

また、2021年2月より「ホームページ」を開設し、より多くの人々へ津人教の活動を発信しています。「津人教たより」と共に、本部や各支部の活動をより詳しく発信し、さらなる人権啓発や人権ネットワークの充実に努めます。

### Ⅳ なかまを拓げるために

—会員の拡大と人権ネットワークの組織化—

昨年度、コロナ禍において活動に制限があった中、本部と支部が連携しながら、会員拡大への様々な取組を進めてきたことで、自主財源を確保することができました。

今年度も会員の異動・退職者・再任用教職員の把握に努め、津人教のなかまの一人として今後もつながり合い、ともに反差別・人権確立に向けて歩みます。とりわけ、退職者を中心とした、5年・10年会員制度（ゴールド・プラチナ会員）の加入を原則に、引き続き会員拡大に努めます。さらには、常勤職員だけでなく、非常勤職員など、教育に携わっていただく全ての方々にも働きかけをします。

各支部においては、小・中学校区を中心とした人権ネットワークの組織化を進め、地域と密着した人権教育・啓発の取組を推進します。その中で、PTAや民生委員、学校教育に参画する地域住民や団体などへの働きかけを行うことで、差別を許さないなかまを拓げていきます。

本部においては、連合三重津地協や中勢地区労と連携をとりながら、労働組合へ働きかけます。また、昨年度中止になった「市民とつくる人権ネットワークの

集い」を今年度も津市と共催で行い、本庁行政職員への働きかけも行います。さらには、津商工会議所を通じて新たな企業へも働きかけ、なかまを拡げていくことで、「人権尊重都市」津市を市民とともにつくっていきます。

このように、会員自身のつながりの中だけではなく、関係団体、行政、企業とさらなる連携を図ることで、全市的な人権ネットワークの構築に努めます。そして、津人教の活動を充実させていくために、本部と支部が一丸となって、さらなる会員拡大・会員の継続と自主財源の確保を図ります。

## V 人権のまちづくりをすすめるために

### —反差別に向けた市および教育委員会、関係団体等との連携—

昨年度、大きく取り上げられた津市の自治会長問題は、部落問題に対する偏見や差別心を多くの市民に植え付けてしまう結果を招きました。そのことよって、不安を感じている地域の人や子どもたちがいます。同和対策審議会答申に謳われている行政の責務について丁寧に向き合え切れていなかった事実を踏まえ、市民の中から部落問題に対する偏見や差別心を取り除くための取組を進めていくことを求めています。改めて差別を許さない人権尊重のまち津市を実現するために、市や議会、教育委員会、関係団体など、より広範な人々や組織と協働し、人権教育・啓発の取組を推進することで、市の「人権尊重都市宣言」をはじめ、「人権が尊重される津市をつくる条例」「人権施策基本方針」「人権教育基本方針」の具体化を求めています。

また、人権文化クリエイターや人権教育指導員、各総合支所・隣保館等の人権啓発担当者との連携を図りながら、各支部の取組の成果と課題をもとに、人権ネットワークの構築やさらなる人権文化の拡がりに向けた取組を進めていきます。各支部の活動を支援し、地域間での人権啓発・教育を推進する取組の交流等を通して、さらなる人権ネットワークの充実をめざします。差別事象に対しては、地域や学校における課題を明らかにし、解決に向けた取組を進めていきます。

引き続き、市及び教育委員会への提言活動や懇談を積極的に行っていきます。懇談には人権担当部局以外の出席も要請し、具体的には以下の8点を働きかけていきます。

- ①見直しに向けて議論が進められている人権施策基本方針が、差別の現実を踏まえた基本方針として改訂されること
- ②昨年度の懇談会で各課長が担っている人権施策推進委員の役割を明確に確認できたことからより機能させること
- ③庁内の意見や提言を検討し、効果的な施策を推進していくために設置されて

いる人権施策推進会議（会長・副市長、関係部長級職員）の役割を明確にすること

- ④「人権問題に関する市民意識調査」から明らかになった課題や実態を人権施策に反映させること
  - ⑤差別解消推進三法が市民に周知されていない現状を踏まえ、津市が主体となり啓発を進めていくこと
  - ⑥反差別の活動をする団体を結ぶ全市的な人権ネットワークをつくっていくこと
  - ⑦津市の地域や学校における差別の現実に対して、解決するための施策を実施していくこと
  - ⑧教育や啓発を充実させるために、職員研修の充実と人権啓発担当職員・人権文化クリエイター・人権教育指導員の増員を図ること
- 津市人権施策審議会や津市いじめ問題対策連絡協議会等に参画します。人権施策審議会においては、人権施策の円滑かつ効率的な推進を図るための審議会として機能するよう充実を求めています。

#### 【学校教育分野】

過去、現在の差別事象を踏まえて私たちは…

- ①被差別の立場におかれた子どもたちの暮らしをていねいに掘むことを中心に据え、差別の実態を把握していきます。一人ひとりの存在や思いを大切に、簡単に流されない自分づくりと、簡単に切れないつながりづくりをめざします。いじめや差別を許さない学級、学校・園づくりのために、自身の加差別性に気付かせる取組等から、集団の中にある差別性を明らかにし、自らを語ることでつながる仲間づくりを進めます。
- ②いじめや差別事象から明らかになった課題を受け、いじめや差別を許さない集団をつくるために、より具体的な日常の課題に根ざした人権・部落問題学習に取り組みます。
- ③不登校の子どもたちの実態を把握し、その子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくり、支え合える仲間づくりを進めていきます。不登校の子どもたちの進路を保障するために、将来、安心して社会に出られるよう学力保障の場をつくりまます。
- ④目の前にある差別の現実から深く学ぶ人権・同和教育を基本にし、社会にある差別や不合理を見抜く力をつけるとともに、「道徳」の学習を建前や徳目の押しつけにするのではなく、題材を子どもの実態や暮らしに重ね合わせ、自らの生き方に迫ります。人権・平和・民主主義を守り、差別を許さない社会の担い手を育てます。そして、不合理な社会を変えていく力を培っていきます。

- ⑤ GIGAスクール構想の中でも、人権教育を基盤に据え、よくわかる授業の創造や個に応じた指導に努め、「わからないことをわからない」といえる関係性を築き、互いに学び、互いに高め合っていく人権教育を基盤に据えた学びの深まりを図ります。
- ⑥ 変化し続ける社会状況において、厳しい立場に置かれている子どもたちをはじめ、すべての子どもたちの学力保障に努めます。とりわけ、個別に支援が必要な子どもたちについての、学力・進路保障に努めます。
- ⑦ 「差別を見抜く力」「自分の思いを表現する力」「差別を許さない力」を育てると共に、主体的に自分の将来を切り拓く進路保障の充実を図ります。そして、引き続き、「放課後や長期休業中の学習会」「地区学習会」「津市中学生人権フォーラム」等に取り組みます。
- ⑧ スマートフォンやパソコンなどの情報機器は、使い方指導にとどまらず、その便利なところと危険なところを十分に理解させ、反差別の視点で情報を取捨選択できる力が身につけられるような情報教育に取り組みます。
- ⑨ インターネット上では、被差別部落の所在地や部落出身者の個人情報によって晒され、偏見や誤った情報が氾濫しています。これらの情報が、既に子どもたちに無意識のうちに差別意識として刷り込まれているかもしれないという認識に立った上で、情報を主体的・批判的に読み解き、差別や偏見を跳ね返す力を身につけられるような人権教育に取り組みます。
- ⑩ 日々の教育実践のもとより、「人権教育（学習）研究会」「実践交流会」「授業研究会」等、教職員が互いの実践に学び合う研修会を開催し、子どもの差別性を生みだすことにつながらないように、自身の人権感覚の向上に努めます。また、次世代育成にも取り組みます。
- ⑪ 学校や園が、人権ネットワークの拠点となるよう、子どもや保護者、地域の人々との一層の連携をめざします。「人権講演会」「人権作文などの発表会」「人権コンサートや人権啓発映画会」等の事業に積極的に参加し、地域の人権課題について学びます。
- ⑫ 市教委や関係機関と連携し、各種の研修や事業に積極的に協力、参加します。また、教育集会所や隣保館、公民館との連携に努めます。
- ⑬ 差別事象については、関係機関と連携し、課題の分析を基に、解決に向けての取組を行います。また、学校教育のあり様を問い直したり、必要な提言を行ったりします。

### 【社会教育分野】

過去、現在の差別事象を踏まえて私たちは…

- ① 多くの人々と人権尊重の地域づくりに向け、地域の人権課題を明らかにしな

がら、すべての小学校・中学校区で「人権ネットワーク」づくりを推進し、全  
市的なネットワークづくりをめざします。

- ②差別解消推進三法の施行を受け、各支部でもその周知を図り、さらに「障がい者に対する差別」「外国につながる人に対する差別」「部落差別」「貧困・児童虐待などの子どもの人権」「高齢者の人権」「女性の人権」「性の多様性」などの人権問題について学習し、市民啓発に取り組みます。
- ③各支部での自主的な取組を大切にしながら、地区学習会・講習会・講演会などの様々な学習活動・啓発活動を通して、人と人とのつながりの輪を広げる取組を推進します。
- ④隣保館、教育集会所、公民館などで行われている「識字学級」「地区学習会」「日本語教室」「母語指導」「人権啓発講演会」「ナイトスクール」「子ども食堂」などの活動、多文化共生に関わった取組、会員による人権に関する研究実践活動、次世代を担う若者たちの自主的な活動などを支援します。
- ⑤「津人教たより」や「津人教ホームページ」などを通して、各支部の活動や地域や企業の様々な人権に係る取組を紹介し、会員それぞれの活動に生かせるように努めます。また、公共施設での展示などを通して、津人教の活動をより広く市民に知っていただけるよう、各支部で取り組み、広報・宣伝活動に努めます。
- ⑥「津人教研究大会」や行政と共催による研修会への参加をより多くの市民に呼びかけ、人権啓発の拡がりや深まりに努めます。
- ⑦「三重県人権・同和教育研究大会」をはじめとする反差別・人権確立をめざす様々な研修会への参加を支援します。
- ⑧差別事象と向かい合っただけで明らかになった課題に沿った人権啓発に取り組みます。
- ⑨人権問題に関する市民意識調査結果を活用し、啓発に努めます。

#### 【行政/企業分野】

過去、現在の差別事象を踏まえて私たちは…

- ①人権問題に関する市民意識調査結果を活用し、その結果にもとづいた学習会を行います。
- ②各支部・各地域と情報共有し、差別の現実を明らかにするとともに、部落差別をはじめとする様々な人権課題の解決に向けた啓発や職員研修を支援します。さらに本部として、市職員への職員研修の充実を求めます。
- ③各支部における行政/企業の取組を交流し、行政/企業部会の充実、とりわけ差別の現実によく学ぶ人権啓発を支援します。
- ④企業を訪問し学習会を行うなど、企業における人権啓発を支援します。また、

企業の特徴ある人権啓発の取組について「津人教たより」や「津人教ホームページ」で紹介し、取組の充実に努めます。

- ⑤「津人教研究大会」や「津市人権講演会&市民とつくる人権ネットワークの集い」の場で、行政や企業における人権啓発の取組を交流し、実践の充実に図ります。
- ⑥すべての地域で人権ネットワークづくりを推進し、一人ひとりが差別をなくす主体者となり、差別を許さない人権尊重の地域づくりをめざします。
- ⑦市や市教委による人権啓発事業に参加・協力するとともに、互いに差別を許さない関係性を築きます。

## 2021年度 津市人権・同和教育研究協議会会計予算(案)

## 収入の部

2021.4

費目	内容	20年予算額(A)	21年予算額(B)	比較増減額(B-A)	備考
会費収入	団体会員・個人会員会費	3,850,000	3,850,000	0	
補助金	津市からの補助金	6,200,000	6,200,000	0	
繰越金	前年度繰越金	324,872	216,504	△ 108,368	本部 支部繰越金等
雑収入	三人教事業委託金、銀行預金利子	25	70,025	70,000	
収入合計		10,374,897	10,336,529	△ 38,368	

## 支出の部

費目	内容	20年予算額(A)	21年予算額(B)	比較増減額(B-A)	備考
本部 事務局費	本部運営費(役務費、備品費、需用費、使用料・賃借料、旅費、報償費等)	1,080,267	1,119,549	39,282	電話料金、事務室使用料、消耗品等
	市補助金 充当額	0	0	0	
	本部職員の報酬 各種保険補助	2,820,600	2,820,600	0	事務局員(事務局長、書記)
	市補助金 充当額	0	0	0	
	負担金	175,000	170,000	△ 5,000	三人教負担金 社会保険
	市補助金 充当額	0	0	0	
本部 事業費	会場使用料、講師謝金、旅費、需用費、機関誌出版費、役務費等	3,009,030	2,941,380	△ 67,650	会員研修・啓発相談事業 津人教だより・次世代育成事業・研究会等派遣事業
	市補助金 充当額	2,910,000	2,933,000	23,000	
支部 事業費	会場使用料、講師謝礼、研修会参加旅費、需用費等	3,290,000	3,285,000	△ 5,000	
	市補助金 充当額	3,290,000	3,267,000	△ 23,000	
支出合計		10,374,897	10,336,529	△ 38,368	
	市補助金 充当額	6,200,000	6,200,000	0	

## 第4号議案 その他議案に関する件 (案)

### 津市人権・同和教育研究協議会規約 (案)

- 第1条 (名称) 本会は、津市人権・同和教育研究協議会 (津人教) と称する。
- 第2条 (目的) 本会は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、すべての市民の人権が保障される、明るく住みよい津市の実現のために、学校、社会、行政及び企業における人権・同和教育の研究と実践を推進すると共に、啓発活動を通して人権尊重の街づくりに寄与することを目的とする。
- 第3条 (組織) 本会は、組織全体を統括する本部のもとに、各地域ごとに支部を置き、これまでの取り組みを継承し、各地域の実態に応じた活動を推進する。
- 第4条 (会員) 本会は、本協議会の趣旨に賛同する個人および団体に構成する。
- 第5条 (事業) 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 学校教育、社会教育、行政/企業における、人権・同和教育の研究及び実践  
(2) 人権・同和教育に関する研究会や研修会の開催  
(3) 人権問題、同和教育に関する調査や啓発、並びに資料の収集や頒布  
(4) 関係諸機関・団体・企業などとの連絡協議  
(5) その他、必要な事業
- 第6条 (会議) 本会に次の機関を置く。  
(1) 総会  
総会は、代議員をもって構成し、構成員の二分の一以上の出席により成立し、議事はその過半数で決定する。総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。なお、代議員の選出は細則・別表1による。  
なお、総会が開催できない場合は、会長の判断により書面議決とすることができる。  
(2) 理事会  
理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、理事及び役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。理事の構成は、細則・別表2による。  
(3) 役員会  
役員会は役員をもって構成し、理事会に提起する事項を審議する。役員会は必要に応じて会長が招集する。  
(4) 本部事務局会  
本部事務局会は、事務局長及び研修局長と事務局次長をもって構成し、総会の決定にもとづき、会の企画運営にあたる。また、役員会に提起する事項を審議する。事務局会は必要に応じて会長が招集する。  
(5) 部長会・部会  
部会は、総務部、組織対策部、教育研究部、啓発推進部の四部会制をとり、それぞれの分野において、事業及び研究活動の企画・運営にあたる。本会研究活動の円滑な推進を図るため、部長会や部会は必要に応じて会長が招集する。  
(6) 支部リーダー会  
支部リーダー会は、本部との連携を図りながら各支部の活動を円滑、活発に行えるよう、必要に応じて会長が招集する。参加者の構成は、細則・別表3による。
- 第7条 (役員等) 本会に次の役員等を置く  
(1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 幹事 若干名  
(4) 会計 2名 (5) 事務局長 1名 (6) 研修局長 1名  
(7) 理事 若干名

- 第8条（役員等の任務）
- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
  - (3) 幹事は、役員会の審議に参加するとともに本会の活動の推進にあたる。
  - (4) 会計は、本会の会計事務を行う。
  - (5) 事務局長は、本部事務局を統括する。
  - (6) 研修局長は、本会の教育及び啓発に係る研究推進の企画・運営にあたる。
  - (7) 理事は、会務の審議決定ならびに各組織における活動の推進にあたる。

- 第9条（役員等の選出）
- (1) 会長は、理事会で推薦し、総会の承認を得る。
  - (2) 副会長、幹事、会計、事務局長、研修局長は、理事会で推薦し、総会の承認を得る。
  - (3) 理事は、細則別表2により、理事会で推薦し総会の承認を得る。

第10条（会計監査） 理事会及び総会の承認を得て、本会に2名の会計監査を置く。会計監査は、本会の会計を監査する。

第11条（顧問） 本会は、理事会及び総会の承認を得て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会の運営全般について諮問に答える。

第12条（事務局） 本部に事務局長、研修局長、事務局次長、書記を置き、事務を処理する。また、会の活動補助のため協力員をおくことができる。  
本会の本部事務局の所在地は、細則・別表4による。

第13条（事務局の任務） 本部事務局は、各支部の取り組みを尊重しつつ、津市全体としての調整を行い、組織としての活動を円滑に運ぶ。

第14条（事務局員の選出）  
事務局員は、支部からの推薦により、総会の承認を得る。

第15条（役員等の任期）  
役員等の任期は翌年の定期総会までとする。ただし、再選を妨げない。

- 第16条（部長の任務）
- (1) 総務部長は、津人教全般の会議及び組織に関する事案を統括する。
  - (2) 組織対策部長は、会員拡大及び財政について統括する。
  - (3) 教育研究部長は、学校、社会、企業・行政での研修会等を統括する。
  - (4) 啓発推進部長は、広報や人権ネットワーク事業・派遣事業等を統括する。

第17条（経費規定） 本会の経費は、個人会員会費、団体会員会費、補助金及びその他収入によるものとする。

第18条（会計規定） 本会の経費は、総会により議決された予算にもとづいて執行される。また、本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。  
ただし、設立年度については、これにかぎらない。

第19条（決算報告） 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第20条（支部規約） 支部の運営に関して、別に支部規約を設けることができる。支部規約の決定及び変更は理事会の承認を得なければならない。

第21条（細則） 本会の運営に関して、別に細則を設けることができる。細則の決定及び変更は理事会の承認を得なければならない。

第22条（規約改正） 本会の規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

付則 この規約は、2006年1月28日（設立総会の日）より施行する。

付則 この規約は、2007年5月20日（第2回総会の日）より施行する。

付則 この規約は、2010年5月15日（第5回総会の日）より施行する。

付則 この規約は、2012年5月19日（第7回総会の日）より施行する。

付則 この規約は、2021年6月5日（第16回総会の日）より施行する。

## 大会宣言（案）

全国水平社創立大会から、もうすぐ百年が経とうとしています。日本で最初の人権宣言と言われる水平社宣言に込められた思いを受け継いだ様々な差別との闘いを経て、2016年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の三つの法律が施行されました。これは、差別を許さない社会の構築に向けた一歩ですが、同時に根深い差別が社会の中に残っていることを表すものでもあります。

差別の現実について見てみると、世界で猛威を奮う新型コロナウイルスは日本でも感染が拡大し、多くの人の日常が変化させられました。コロナ禍に伴って、そのウイルスの恐ろしさだけではなく、人が人を簡単に傷つけ、差別することが起こりうるという現実も明らかになってきました。

また、津市で起こった自治会長問題の中でみえてきた根強い部落差別を、私たちは見過ごしてはいけません。自治会長問題をきっかけにインターネット上で起きた差別的な書き込み・誹謗中傷は、差別意識や偏見をばらまくと共に、多くの人を傷つけています。私たちはこの現実と真摯に向き合おうとしているでしょうか。

冒頭に挙げた水平社宣言の末尾には、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」の言葉があります。私たちが住むこの津市の中で差別をなくそうという人々の熱を広げるため、人と人のある万物に光を当て、差別をなくしていくため、私たち津人教は活動を進めていきます。

教育・啓発活動を推進し、地域の人権ネットワークを構築していくことの大切さを再確認していきます。また、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない社会の実現のために差別の現実に向き合い、学ぶことを通して一人ひとりの意識を高めていきます。そして、これらの実現のためには、津市全体で人権課題に取り組む姿勢が必要になります。教育関係者だけでなく、市民や行政・企業も一体になった「人権尊重のまち津市」の実現のため、全市的な人権ネットワークの構築を目指していきましょう。

今ここに、差別の現実と向き合い、地域に根ざした人権・同和教育、人権啓発の取組を推進することを誓い、大会宣言とします。

2021年6月5日

第16回津市人権・同和教育研究協議会 総会